

議案第 5 4 号

町有財産の無償貸付について

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂 本 靖 也

1. 物件の所在

所 在 山都町下馬尾字松山ノ下 3 1 3 番地外
(旧浜町保育園)

2. 貸付対象物件

建物 旧園舎棟(鉄筋コンクリート造 8 3 9 . 1 5 m²)

土地 周辺敷地 (3 , 7 7 3 . 3 5 m²)

3. 使用目的 事務所として

4. 貸付料 無 償

5. 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 7 年 3 月 3 1 日

6. 貸付の相手方 住 所 山都町下馬尾 3 1 3 番地

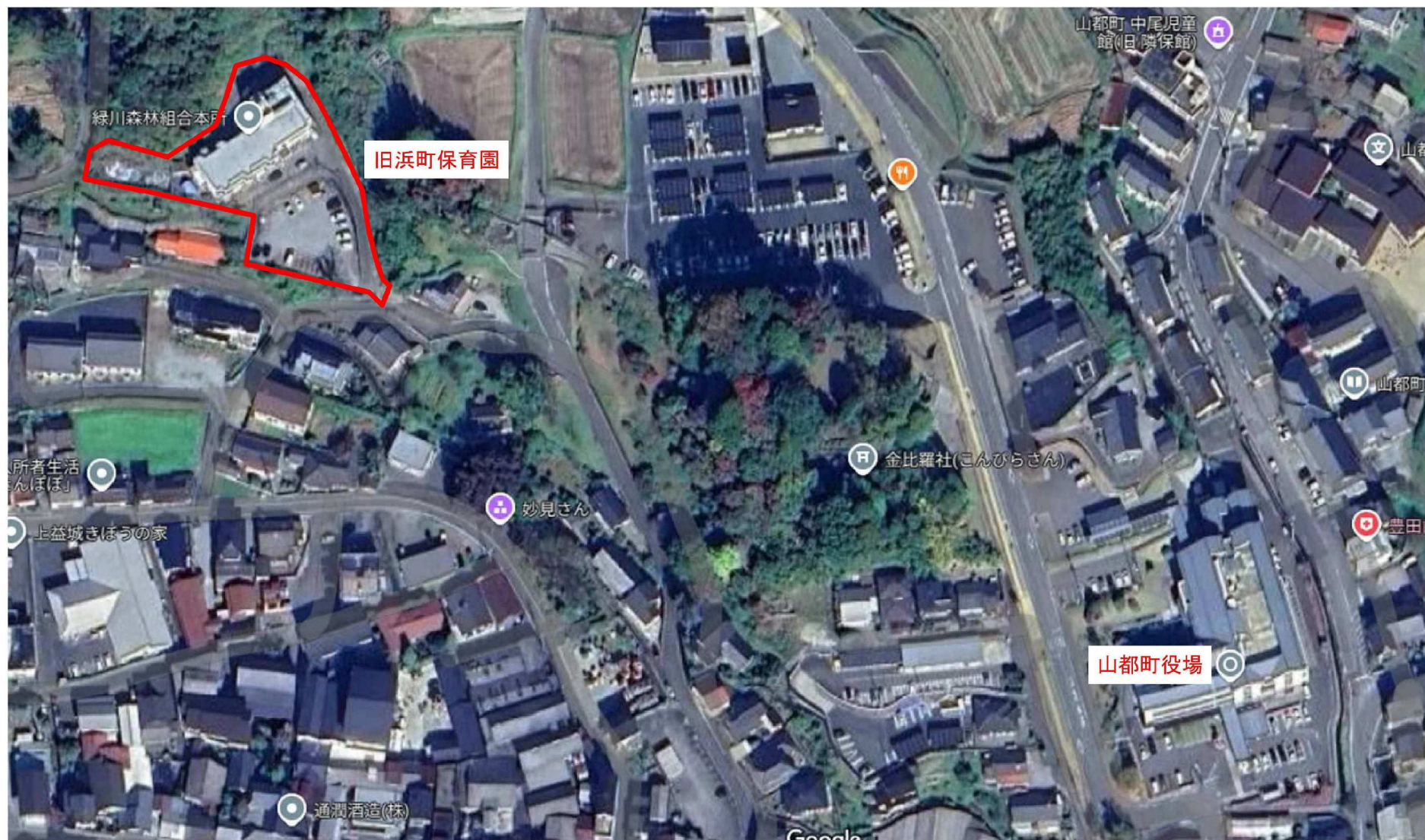
氏 名 緑川森林組合

代表理事組合長 坂田 鉄太郎

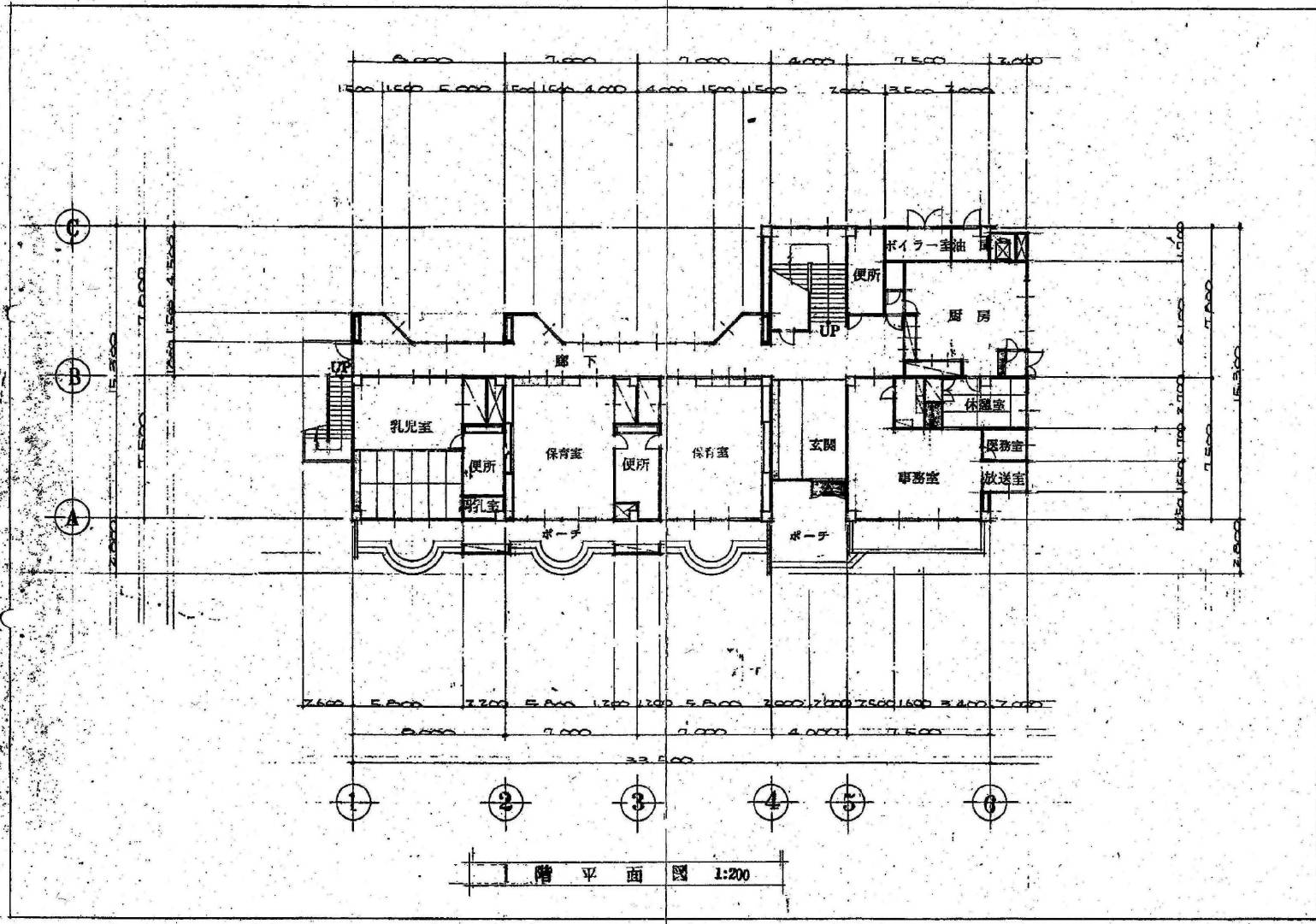
(提案理由)

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 7 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。



旧浜町保育園 1F平面図



旧浜町保育園 2F平面図

